

報告第7号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、
翌年度に繰越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

市川市長 田 中 甲

令和7年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	下水道施設長寿命化対策事業	円 459,607,800	円 252,931,500	円 199,720,100
			公共下水道整備雨水事業	747,035,000	171,722,513	512,338,103
			公共下水道整備汚水事業	5,920,194,700	3,172,302,458	1,913,473,647
			公共下水道計画策定事業	70,000,000	34,384,900	23,683,000
			西浦下水処理場建設費負担金	205,985,000	100,151,391	45,322,552
			西浦処理区公共下水道建設費負担金	179,100,000	141,929,870	37,170,000

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円	円	円	円	円	
89,200,000	42,000,000	0	68,520,100	6,956,200	対象委託において、当初入札が不調となったことから契約時期に遅れが生じたこと等により、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 また、埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没を受け、大口径かつ古い下水道管路を対象とした全国調査の結果、損傷度の高い管路の補修と改修設計において、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
438,800,000	0	44,640,000	28,898,103	62,974,384	対象委託において、河川構造物を管理している県との協議に時間を要したこと等により、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 また、対象工事と補償金において、他企業管(ガス、水道、電気工作物)の移設工事等に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
1,662,100,000	239,500,000	0	11,873,647	834,418,595	対象委託・路面復旧・工事において支障物等の対応に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 また、他企業管(ガス)の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 さらに、本市が建設費の一部を負担する船橋市の管渠布設事業において、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
0	0	0	23,683,000	11,932,100	対象委託において内部調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
45,200,000	0	0	122,552	60,511,057	本市が建設費の一部を負担する船橋市の西浦下水処理場建設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
37,100,000	0	0	70,000	130	本市が建設費の一部を負担する船橋市の管渠布設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。